

大阪市立大正西中学校 学校協議会運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪市立学校協議会運営規則（平成24年大阪市教育委員会規則第19号）第15条の規定に基づき、同規則に定めるもののほか、本校に置く学校協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 協議会の名称は、大阪市立大正西中学校 学校協議会とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員7～8人で組織する。

2 委員は、保護者2～3人、地域住民4人、関係校の校長1人とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する年度の翌年度の末日までの2年とする。

(副会長等)

第5条 協議会に、会長のほか、副会長1人を置く。

(会議の種類)

第6条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、次に掲げる時期に、次に掲げる案件を取り扱うものとする。

(1) 4月 運営に関する計画案に関する意見の陳述

(2) 11月 学校関係者評価の中間評価の決定

(3) 2月 学校関係者評価の最終評価の決定

3 臨時会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(会議日程等の通知)

第7条 会長は、協議会の会議を招集するに当たっては、会議を開催する日の1週間前までに、委員に通知して行うものとする。

2 委員は、会議を欠席、遅参又は早退しようとするときは、速やかに会長に届け出なければならない。

3 会長は、会議の招集を行ったときは、会議の開催場所、日時及び案件を告示するものとする。ただし、会議の招集が緊急を要する場合その他会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

4 会議は、原則として本校内で開催する。

(会議の進行)

第8条 会議の開会、中断、再開及び閉会は、会長が行う。

(会議の順序)

第9条 会議は、おおむね次に掲げる順序により行うものとする。

(1) 開会

(2) 案件の非公開に関する採決

(3) 校長の説明

(4) 質疑及び意見の陳述

(5) 採決を行わなければならない案件については、採決

2 会長が必要と認めたときは、2以上の案件を一括して取り扱うことができる。

(発言)

第10条 発言しようとする者は、会長の許可を得て発言しなければならない。

2 1の案件が終了しないうちに、他の案件について発言することはできない。

(採決)

第11条 会長は、採決を行うときは、会長が議題とした内容に対する各委員の異議の有無を求めて採決する。

2 採決のとき会場にいない委員は、採決に加わることができない。

(実施報告書の作成)

第12条 会長は、校長に会議の実施報告書を作成させ、会議資料とともに保存させるものとする。

(事務局)

第13条 協議会の庶務を行うために、当該学校に事務局を設置する。

2 事務局長は教頭とする。その他の事務局員は校長が任命する。

(運営に関する事項)

第14条 大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）、大阪市立学校協議会運営規則及びこの要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要項は、平成25年2月7日から施行する。

平成25年1月20日改正